

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 号 時 分
--------	---------------------	------------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和2年8月25日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 山田かずひこ ㊞

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	<p>第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(1) 平成28年度の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。本市の場合は、小規模B型に分類され、子ども家庭支援員2名と虐待対応専門員1名の配置が求められている。</p> <p>「第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画」の中にも、子ども家庭総合支援拠点事業の実施と明記してあるが、進捗状況はどのようなか。</p> <p>(2) 第2期長久手市子ども・子育て支援事業計画の中で、基本目標3「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」の中に、切れ目のない療育支援体制を整備し、関係機関の調整と全体の統括を担う組織として、(仮称)発達支援室を設置するとあるが、どこに設置するのか。</p>	
2	<p>障がい者福祉について</p> <p>(1) 2021年4月に改正社会福祉法が施行されるが、本市では何が変わるのか。</p> <p>(2) 本市では、住み慣れたまちでいつまでも自分らしい生</p>	

	<p>活を続けていくことができるよう、医療・介護・福祉の分野において、地域包括ケアシステムの構築を目指して「愛・ながくて夢ネット」を活用して連携している。この「愛・ながくて夢ネット」をどのように活用しているのか。</p> <p>(3) 市内の障がい福祉事業所はいくつあるのか。また、障がい福祉サービスを利用するための支給決定を受けている人はどのくらいいるのか。</p> <p>(4) 障害者雇用促進法では、民間企業2.2%、公的機関2.5%の障害者雇用を義務付けられているが、過半数を超える企業が未達となっている。</p> <p>本市の第3次障がい者基本計画では、市内外の事業所に対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、障害者雇用に関する研修や企業訪問で助成制度活用などを啓発し、雇用の創出を図ると言っている。</p> <p>市内企業での障害者雇用の状況、本市役所での市職員採用の状況はどのようなか。</p>	
--	--	--